

## 追想 平井宜雄先生

法科大学院長・教授 石村 修

平井宜雄先生（専修大学名誉教授）は、昨年（2013年）の11月26日に生涯を閉じ昇天されました。まことに痛恨の極みであり、専修大学法科大学院の一同を代表して哀惜の念を申し上げます。本法科大学院の設立10年を過ぎたこの時点で、平井先生（以下、先生と略させていただきます）を失うことの悲しみは大きく、改めて先生の偉大さを想起しているところです。本誌も本来ならば先生を偲ぶ特集号とすべきところでしたが、急にそのような企画を組むことはできませんでした。そこで、本号の各執筆者が、それぞれの論稿中で追想を語る形式を執ることにしました。私もここで個人的に先生の思い出を記すことで、われわれが受けた学恩の一端を偲ぶことにしたいと思います。

先生は40年近く東京大学法学部に所属され、民法学の大家として学会に寄与されてきました。東京大学定年後、筑波大学を経て、2001年に専修大学に赴任されました。専修大学にも法科大学院が設立されることとなり、2004年から本大学院へ移籍され、初代の院長として重責を担われました。開講式を兼ねた本大学院での入学式では、後世に残る名講演を行い（「法律家とは何か」『教壇と研究室の間』に収録）、今でも語り伝えられているところです。院長を2期の6年間全うされ、法科大学院の骨格を作られ、軌道に乗せる仕事をなされましたが、この過程はかなりハードなことであったはずですが、この過程はかたがた苦勞は推測するに大きなことであったはずですが、しかし、いつもにこやかにわれわれに接せられ、人間としても大きさを感じざるをえませんでした。私はその6年間は入試業務と法科大学院協会関係の仕事を任されていた関係で、先生と個人的にお話をする時間をもつことができたが、肝心の学問上での話を本格的に伺うことができず、その点だけが心残りとなっています。

私は専門を異にしますので、先生の名前は法哲学の分野での業績を通じて存じ上げていました。民法学者としての業績は後ほど知ることになるのですが、助手の時期に長尾龍一氏と同室であったと伺って、なるほどと思った次第です。実際に先生は、東大において法哲学の講義もされているのですから、この分野は素人ではなかったのです。東大の研究室の雰囲気が必然的に法的思考の訓練の場を提供していた様で、川島武宜・碧海純一教授を中心にして形成されていた学術サークルである「経験法学研究会」からの刺激は大きかったようです。先生は結局こ

うした動きに反発することをもって、自己の法観を形成されたようです。60年時代は、時代の雰囲気とすれば、社会の動態のなかで形成されていくリアリズムさが評価され、それを数量的に表すことが可能と受け止められた時代と思われまゝ。しかし、こうした動きにから静かに離れて行った先生は、民法解釈学の本流に立ち戻られ、自己のスタンスを確立して行かれました。こうした学問上の苦闘を繰り返されたことを踏まえて、先生は、専修法科大学院にも重要な課題を残されました。それが「議論による問題解決」というテーゼになります。

過去の「法科大学院要項」の冒頭に先生からのメッセージが掲載されておりますが、そこでは長年法律学を教えてきた経験から、「法律家とは『議論による問題解決者』である」という文言があります。これを受けて本法科大学院の指導理念は、この「議論による問題解決」の修得に置かれました。しかし、授業の限られた時間のなかで、問題提起、反論、再反論のプロセスを経て問題を客観化させていくことは、容易いことではありませんでした。とくに、大学院の授業のなかでこれを行わなければならないとの使命をもった教員は、この指導理念をこなすのは困難を極めました。十分な準備をもって実践されるこの営みの完成は、よき指導者とそれを受け止めてくれる受講者との間の対話でなさなければならず、10年間の授業のなかで、満足のえられるような授業展開がなされたかと、私は常に自問しながら過ごしてきました。

先生の法律家への理想像が、どのように構成されてきたのかは興味深い点ですが、今では残された資料から推測するしか道はありません。それが膨大な読書に支えられていることは確かであり、そこから疑うことによって何かをえようとする苦悩の道を選択されてきた結果なのではなかったでしょうか。時流に乗る安易な道を進むのではなく、K・ポパー流の反駁を試みられたことに先生の問題提起はあったはずで、ポレーミッシュ（論争誘発的）な議論を展開した初期の民法学解釈論への回帰、そしてアメリカ留学を契機として発想されてきた「法政策学」への関心は、先生の学問の道程を後に振り返って考えますと、進むべき当然の道筋であったのかもしれない。

流行に囚われることなく、地道に学問を追求する姿勢は、同様に残されたわれわれの課題ということにもなると思われます。多くは議論できなかった部分は、先生の著作を読み返しながら考えて行きたいというのが今の私の心境です。先生の残された法律家像を求めながら、専修大学法科大学院はこれらの課題を心に期しながら邁進するはずで、どうぞ安らかにお休みください。